平成２２年（フ）第１４２４号
札幌市手稲区前田３条９丁目４番17号　コーポ石黒１階
債務者　関　　玉野
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７２号
札幌市白石区平和通１丁目北６番14号　井上マンション101号
債務者　田澤　幸吉
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７３号
札幌市白石区平和通１丁目北６番14号　井上マンション101号
債務者　田澤　恭子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８２号
札幌市西区八軒３条西１丁目３番18号
債務者　佐野　啓子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２４号
埼玉県比企郡吉見町大字田甲1201番地33
債務者　青木亜由美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２２５号
埼玉県本庄市児玉町児玉1435番地２　中久美塚市営住宅１－６号
債務者　長岡　美鈴（旧姓藤沢・大杉）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６２号
千葉県銚子市清水町1429番地
債務者　永島　徳二
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第６３号
千葉県銚子市三崎町３丁目27番地の２　エクセルドミールＢ―201号室
債務者　永島　孝浩
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第８０号
千葉県山武郡大網白里町養安寺788番地
債務者　小旛　　了
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第８９号
千葉県銚子市新生町１丁目43番地の16
債務者　飯笹　光子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３６号
新潟県燕市杣木1962―２　タイムズゼロ102、住民票上の住所新潟県三条市本町１丁目９番21号
債務者　小林　悦子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第３７号
新潟県燕市秋葉町３丁目２番11号
債務者　本間　健一
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第７２号
静岡県沼津市吉田町34番６号
債務者　齊藤　和枝
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第８２号
静岡県裾野市茶畑1440番地　茶畑団地３―208
債務者　志村　直大
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
愛知県一宮市春明字西砂吹埋70番地　市営春明住宅137号
債務者　五藤　竜彦
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２６号
三重県尾鷲市小川東町14番10号
債務者　中村たゆみ
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第３２号
京都府舞鶴市字浜1127番地２―102号
債務者　有家健太郎
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係